

広報広聴委員会の設置についての検討事項

《検討が必要な事項》

1 広報広聴委員会設置の目的について

○設置の目的を整理する

- ・市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を通じて、市民へ議会活動に関する情報提供を行う。
- ・議会報告会のほか多様な手法により、市民の意見を広聴し、議会活動に活かす。
- ・議会の広報広聴活動のための手法について検討する。

○具体的な所管事項をどうするか

- ・市議会だよりの編集・発行（市議会だより発行委員会から引き継ぐ）
- ・議会報告会の企画・運営（議会改革特別委員会から引き継ぐ）
- ・その他、議会の広報及び広聴に関すること

※「議会改革」の取り組みのうち、議会の広報及び広聴に関する部分について、議会改革特別委員会と広報広聴委員会との役割分担をどうするか。

2 広報広聴委員会の設置の形態について

- ①常任委員会（委員会条例で規定する。）
- ②特別委員会（議会の議決により設置する。）
- ③規程等による設置（「協議又は調整を行うための場」として会議規則に規定する。）

3 広報広聴委員会の体制について

○委員定数及び委員選出の方法をどうするか

《前回までの意見の整理》

※「各会派から1人というような形ではなく、新しい仕組みも必要」という意見がありました。

4 広報広聴委員会設置の時期について

《前回までの意見の整理》

※「できるだけ早く設置する」「今の議会報告会、4回を終えて、新しい議会報告会につないでいくためには、来年12月の常任委員会委員等の改選時までに設置する」「十分に議論し、手順を踏んで進めていくことが必要であるため、設置時期にはこだわらない。」という意見がありました。